

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 6月20日現在

機関番号：32699

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2012

課題番号：22720234

研究課題名（和文）フランス植民地期北アフリカにおける多元的法制の展開

研究課題名（英文）Plural legal system in French colonial North Africa

## 研究代表者

工藤 晶人 (KUDO AKIHITO)

学習院女子大学・国際文化交流学部・准教授

研究者番号：40513156

## 研究成果の概要（和文）：

本研究は、19世紀後半から20世紀初頭の仏領植民地期アルジェリアにおける法制度を考察対象として、フランス法とイスラーム法が接合された多元的法制の実態を検討した。とくに土地制度に関わる立法、法解釈、法の運用を中心的な課題とした。また、身分制度についても検討を加えた。一連の研究成果は、単著『地中海帝国の片影』（東京大学出版会 2013）として出版された。

## 研究成果の概要（英文）：

This study aimed to investigate the legal system in French colonial Algeria between the late nineteenth century and early twentieth century, where French law and Islamic law were superimposed. Research focus was mainly on the plural legal orders of land rights, with attention to the process of legislation, jurisprudence and application. The result was published in 2013 as *Chichukai teikoku no hen-ei (A vision of Mediterranean empire, in Japanese)* by University of Tokyo Press.

## 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,100,000円	330,000円	1,430,000円
2011年度	900,000円	270,000円	1,170,000円
2012年度	900,000円	270,000円	1,170,000円
年度			
年度			
総計	2,900,000円	870,000円	3,770,000円

## 研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・史学一般

キーワード：アルジェリア・フランス・地中海・植民地・歴史学・法社会史

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 日本国内のヨーロッパ史研究の状況についてみると、イギリス帝国史研究については一定の蓄積があったものの、フランスに関する植民地史・海外関係史の研究はかならずしも十分とはいえなかった。杉本淑彦（『文

明の帝国』1998年）、平野千果子（『フランス植民地主義の歴史』2002年）、松沼美穂（『帝国とプロパガンダ』2007年）の政治文化研究、浜忠雄（『カリブからの問い』2003年）のハイチ研究等があるものの、地域の事例に立脚した研究が不足していることは明らかであった。なかでもアルジェリアについての

実証的研究が必要とされていた。

アルジェリア・マグレブ史の文脈においては、イスラーム主義や聖者研究の蓄積が厚く（私市正年『北アフリカ・イスラーム主義運動の歴史』2004年、同『マグリブ中世社会とイスラーム聖者崇拜』2009年）、その一方で、植民地期は研究史上の盲点となってきた。

（2）海外においても、フランス植民地史研究の活発化は近年の現象である。Ageron による通史の出版以降、フランス＝アルジェリア関係史の分野では史料の開拓が進み、2000年代以降は、社会情勢の好転も手伝って、フランス、アルジェリア両国の研究交流も活発である。その結果、両大戦間期から独立戦争期に関する研究が著しく進展したものの、植民地体制形成期（19世紀後半から20世紀初頭）の再検討が新たな課題として浮上していた。

また近年では、ポストコロニアル研究の理論を背景として、文化論や権力論の視点に立った研究が旧フランス植民地についても活発化している。しかし、制度史に根ざして日常世界の動態に接近しようとする社会史研究の蓄積は希薄であった。

## 2. 研究の目的

以上の研究動向を受けて申請者は、19世紀後半アルジェリアにおける入植者社会の形成と統治構造を柱として研究を進めてきた。

本研究において課題としたのは、植民地統治の基盤となる法制度の多元性と、それを反映した植民地の政治地理を、どのように統合的にとらえ直すか、という問題である。

通説的な理解にしたがえば、アルジェリアは、内務省管轄下で同化政策が進められた植民地として知られる。しかし実態においては、多くの領域で、フランス法とイスラーム法が併存していた。つまり多くの植民地と同じく、法的多元性がその特徴であった。両者の併存を可能にするためにフランス当局が作り出した法体系については、国内外を通じて本格的な研究がほとんど存在しない。この法システムについて、その形成期（19世紀後半～20世紀初頭）を中心に研究を行うことを本計画の主眼とした。

## 3. 研究の方法

（1）近年、フランス植民地史の分野では、身分法規に着目した法社会史研究が蓄積されてきた。そうした動向を参考にしつつ、本研究では、空間の統制という新たな視点を導入し、土地関連の諸制度法を軸として考察を進めた。

具体的には、入植地建設の前提となった土

地所有権関連法を中心として、以下の点を検討課題とした。1）立法の背後にあった思想と、立法後の法学説の展開。2）司法判断や行政手続きから観察される制度運用の実態。

（2）これらの課題を、以下に年次計画によって遂行した。

平成22年度には文献収集を重点的にすすめ、ヨーロッパ法、イスラーム法双方の先行研究を精査した。

平成23年度以降は、法学説の展開を分析するために、法学書、学位論文、判例解釈等を中心に調査を行った。特に、学説史上の転換期にあたり、「アルジェリア・イスラーム法」の体系化が進んだ19世紀後半を中心に文献調査を進めた。

最終年度には、主として土地制度改変プロセスの検討を進めた。フランス国立公文書館海外部門所蔵の史料を中心として、植民地アルジェリアの土地制度確立に最も大きな影響を与えた1863年元老院議決と1873年法の適用過程を、単位行政区の事例を抽出して検討した。（下図は、その基礎作業として作成した行政区の変化をあらわした地図）

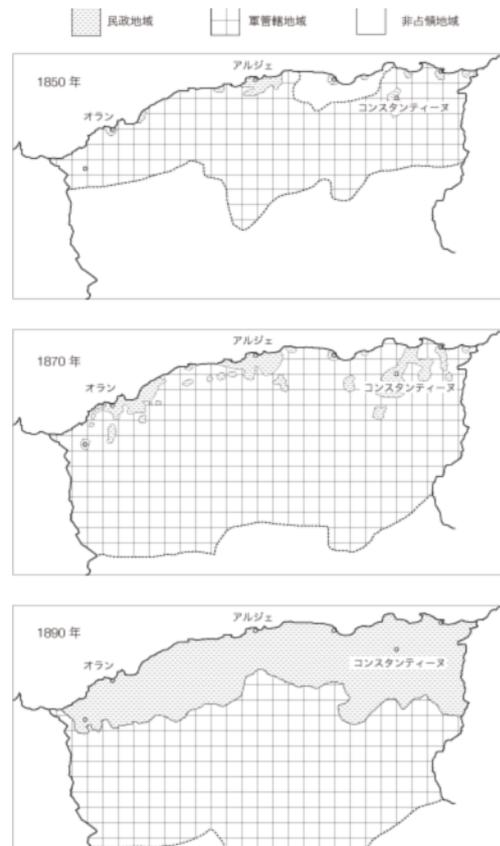


図9-2. 民政領域と軍管轄地域の変遷  
Peyronnet, Liste d'or des officiers des affaires indigènes, 1830-1930. より作成

#### 4. 研究成果

アルジェリアの法制度は、属人主義と属地主義の使い分けが交錯した多元性を特徴としていた。その基本的構造は 19 世紀後半に確定し、植民地の独立までほぼそのまま存続することになった。

(1) 土地制度の立法については、イスラーム法を「尊重」という体裁をとっていた 1850 年代までの立法と、イスラーム法の参照を放棄してフランス法の所有権概念の導入へと向かった 1860 年代以降という時代区分を読みとることができる。とくに 1863 年元老院議決と 1873 年法は、立法意図のちがいは裏腹に共通の法的論理にもとづいているという関係があった。

(2) 法解釈についてみると、一連の立法に対して、解釈にあたった実務家たちは、たんに正当化をこころみただけではなかった。そこに内在する矛盾に対しては深刻な批判もなされていた。先住民部族の保有地とされたいわゆる「アルシュ地」の概念をめぐる論争は、その一例である。

(3) 法の運用についてみると、1850 年代の区画限定、1863 年元老院議決、1873 年法との関係を、単線的な土地収奪の集積として理解することはむずかしい。一連の政策と立法は、それぞれに、先住民の居住地を再配置してヨーロッパ人入植地との関係を管理しようとする領域性の戦略をもっていた。その後の土地制度の基礎となった 1873 年法は、「コロンの法」とも呼ばれ、土地制度の全面的な「フランス化」をめざしたものであった。しかし実際にはその適用範囲は限られており、法の多元性を解消するにはいたらなかった。(下図参照)



図 11-1. 1863 年元老院議決による土地調査の状況 (1870 年まで)  
BNF GE-D-4167; ANOM CGAM, ANOM Oran/N より作成

以上は史料調査から得られた結果の素描であり、より詳しい考察については前掲の単著に記した。

同著は、19 世紀アルジェリアを対象としたモノグラフィであると同時に、近代の地中海における「ヨーロッパ」と「イスラーム世界」の接触という広い問題領域に根ざした歴史記述のこころみである。それはまた、アルジェリアを政策モデルとした他のフランス植民地 (サハラ以南アフリカ、東南アジア) との比較という観点からも、今後の研究の基礎となるものと考えている。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

- ① 工藤晶人, 現代史の裏面を書くこと—フランスの視点から, 中国研究月報, 査読無, 777 号, 2012 年, 48-49 頁
- ② 工藤晶人, フランス東洋学の伏流—19 世紀アルジェリアにおける植民地法と土地権, コンフリクトの人文科学, 査読有, 3 号, 2011 年, 61-94 頁

[学会発表] (計 6 件)

- ① 黒沢文貴, リオネル・バビッチ, 小菅信子, 剣持久木, 工藤晶人, (ラウンドテーブル) 歴史と和解—日本と韓国、フランスとアルジェリア, 日仏会館, 2012 年 12 月 13 日
- ② 工藤晶人, 19 世紀アルジェリアにおける東洋学と土地法—シルヴェストル・ド・サシからモランへ, 科学研究費補助金基盤研究 S「ユーラシアの近代と新しい世界史叙述」研究会, 東京大学, 2012 年 2 月 12 日
- ③ Akihito KUDO, Divorce or encounter? Barbary corsairs and European states at the beginning of the nineteenth century, International workshop: Globalizing violence, emerging modernity: Piracy and anti-piracy campaigns in Eurasia, c.1600-1900, University of Tokyo, 10 Dec 2011
- ④ 工藤晶人, アルジェリア北部における土地制度史と植民地農業, 「歴史的観点から見たサハラ以南アフリカの農業と文化」研究会, 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所, 2011 年 7 月 23 日

⑤ Akihito KUDO, French Orientalism and Legal Pluralism in Algeria, JaCMES Workshop Middle Eastern and Islamic Studies in Japan, Beirut (Lebanon), 19 Nov 2010

⑥ Akihito KUDO, Savoirs orientalistes et pluralisme juridique en Algérie au XIXe siècle, French Colonial History Society Annual Meeting, Saint-Denis (France), 18 June 2010

[図書] (計1件)

① 工藤晶人, 地中海帝国の片影—フランス領アルジェリアの19世紀, 東京大学出版会, 2013年, 448頁

[その他]

ホームページ等

<http://researchmap.jp/a.kudo/>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

工藤 晶人 (KUDO AKIHITO)

学習院女子大学・国際文化交流学部・准教授

研究者番号：40513156

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：